

高病原性鳥インフルエンザなどの防疫対策の強化

近年、頻繁に発生している高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、平成16年11月18日に「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」が農林水産大臣から公表されています。

昨年度は9県24事例の発生があり、農林水産省においては、本病の防疫体制の強化を図るべく、飼養衛生管理基準及び防疫指針を改正し、今年の10月1日より、新たに施行されています。本協会へも、傘下会員への周知徹底と適切な対応方法の指導が通達されました。

会員の皆様におかれましては、下記の「飼養衛生管理基準のパンフレット」(抜粋)及び下記の「高病原性鳥インフルエンザ対応方法」(協会制定鳥インフルエンザ・マニュアル)に基づいて、愛鳩の衛生管理を徹底していただけますよう、お願いいたします。

農場へ入られる畜産関係者の皆様へ

家畜の伝染病の農場への侵入を防ぐために — 新たな飼養衛生管理基準の遵守のお願い —

家畜伝染病予防法が改正され、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの発生を予防するため、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理の基準が大きく見直されました。

農場に入られる関係者の皆様にも家畜の伝染病の侵入・まん延を防ぐため、この基準遵守についてご協力をお願いします。

1. 農場（衛生管理区域）の出入りの際には、

- ① 車両の消毒（自ら持参した機器による消毒でも可。消毒用噴霧器など）
- ② 靴の消毒と手指の洗浄又は消毒
（踏み込み消毒槽、ブーツカバーや使い捨ての手袋を着用しても可）
- ③ 家畜に直接接触する物品の洗浄又は消毒
（洗浄や消毒ができない物品は汚れを取り除くことでも可）
- ④ 記録用紙への記入（農家があとで確認できるような伝票などでも可）
を行ってください。

（注）豚農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴を、家きん農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴、家きん舎ごとの専用の靴を使用してください。

2. 畜舎、家きん舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒

（ブーツカバーを着用しても可）を行ってください。

3. 家畜に直接接触する注射針や人工授精器具などの物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒してください。

（注）1 豚の場合、注射針は少なくとも畜房ごとに交換又は消毒してください。

2 消毒できない物品は、汚れを落とすなどしてきれいな状態で使用してください。